

研究所とのNet Work

所報

Aichi Institute of
Labour Problems

いかに言論・集会の自由は守られたのか（愛高教） ————— 2

イギリス2週間印象記 ————— 4

人間らしい、あたりまえの労働条件を（福祉保育労） ————— 6

東京電力勝利判決にふれて ————— 8

資料：中京地区自動車産業・若年技能員の職場定着に関する実証的研究 — 10

研究所だより ————— 12

第41号

1993年 9月15日

愛知労働問題研究所

いかに言論・集会の自由は守られたか

愛知県高等学校教職員組合 清水芳卓

この夏一宮市において全教第5回定期大会が開かれましたが、右翼の妨害に屈せず愛知県下の全民主勢力のご支援をいただいて成功にこぎつけたものであり、その経緯と意義について報告させていただきます。

全教の大会と教研集会とは残念なことです。毎回使用する会館の設置者が右翼に脅され、会場使用許可が取り消されるなど困難が続いた中で、92年の和歌山教研、大津の大会、93年の東京・日比谷の教研と、3回続けて会場使用許可を取り消されることなく会場使用ができてきました。憲法が国民に保障した、言論・集会の自由の確保のためには地方公共団体が右翼の脅しに屈しない流れが出来つつあると思われた時、一宮市長はその流れを断ち切り、会場使用許可の取消をしてくれました。弁護士の市長であるだけに残念の極みです。

許可取消の事由は2点ありました。一つは「公の秩序を乱す恐れ」「管理上支障がある」、もう一つは「虚偽による使用許可申請、権利譲渡もしくは転貸」というものです。

裁判所は愛高教弁護団の鍵谷、成瀬、佐久間、そして郷弁護士の真剣な集団討議を重ねた訴状に対し、市当局の処分は「失当」という決定を下し、全国組織の大会の会場を地元構成組織が借りることを可能としました。市当局はこの決定に即時抗告することなく従いましたが、それは次に述べる住民運動が市当局にそれを断念させたと考えます。

私たちは右翼が走り回ると予想された町内会の会長宅の訪問を決断し、164軒を訪問しました。「このままでは、今後、一宮市民は右翼の認める範囲の自由しかなくなる。日本の言論・集会の自由が一宮で死んでしまう。そんなことはあってはならない」、との思いがこの困難な行動を決断させました。

これをやりきったのは「右翼の妨害を許さず、言論・集会の自由を守る一宮市民の会」とその中心に座った一宮地域労連と愛高教尾西支部であったと言えます。その組織の大きさに関係なく、地域に民主勢力のとっかかりが存在することの重要性を痛感させてくれました。

「市民生活の安寧も、言論・集会の自由も大事です。どちらかを犠牲にして右翼の前に差し出すことは誤りです。両方とも守るよう当局に要請しましょう」と訴えていきました。反応は必ずしもよくありません。町会長の立場上、意見表明をしないという人、「右翼が悪いことは明かであるが、右翼をつれてきた全教も悪い。よそで大会をやってくれ」という意見も少なくない中で、18軒が署名をしてくれました。この18軒の署名に私たちは確信を持ちました。

町会長訪問の体験にたって市長宛の市民会館使用許可取消の撤回要請署名に入りました。7月終わりの1週間で437名が参加し、3248軒訪問し、2019軒から、3319筆の署名をいただきました。

署名依頼に各家庭を訪問していると市や警察当局がいたずらに市民の不安を煽っていると思われることもありましたが、「大会中は店を閉めた方がいい。右翼とのトラブルは当事者間の話し合いだ」と警察がそれとなく臭わせていると、怒りを持って訴えてくる喫茶店主に、30分も対話して理解を得たけれど署名は貰え

なかったという困難なたたかいでした。署名は最終的には市内だけで8380筆集まり、確率からみるならば同じ数の家庭を訪問し、対話したことになります。

対話の結果は全戸ビラ配布時の市民の反応に顕著に現れ、3回目、4回目のビラ配布時には積極的に市民から「ご苦労様」「右翼に迷惑している、取締を頼む」と声がかかるようになってきました。

行動する中で私たちが自分達の隠された力に気がついていくだけでなく、市民も勇気づけられ右翼の蛮行に黙っていなくなっていく、街全体に変化をつくった運動でした。

8月24日から始まった大会は、300台もの右翼の街宣車の妨害に屈せず、市民の理解の中3日間の論議を尽くしました。

私たちは、憲法12条が「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない」と定めている、その不断の努力とは、冷夏とはいえ暑いさなかを一軒いっけん、言論・集会の自由と市民生活の安寧と、学校教育の理想とを語って歩く、そういう忍耐に満ちたたたかいであると知りました。

夏が終わり、私たちは愛知の革新勢力に、そして自分達の組織の力に、そして市民の良識に信頼をもって、あらたな小選挙区制阻止のたたかいに踏み出そうと決意しているところです。

ご支援いただいたすべての方に心より感謝申し上げます。

日本・ドイツ 労働問題共同セミナー報告集

1993年7月20日 発行

編集 愛知労働問題研究所・日独共同セミナー準備会

〒460 名古屋市中区平和2-2-3高師各労働会館5F

TEL・FAX 052-323-3435

頒価 1,000円

(※購入希望される方は代金と送料240円を郵便振替でお送り下さい)

イギリス2週間印象記

竹田 昌次

7月20日成田発、8月2日ロンドン発のアエロフロート機を利用した初めてのイギリス訪問（しかも僕にとっては初めての外国訪問）は、大木一訓研究所所長との同行ということもあって、有意義なものとなった。一応、イギリスの労使関係や人事・労務管理を研究したこともあるのだが、学生時代の試験前によくやったような場当り的な事前学習をあえてしないで、普通の日本人がイギリスに行くとどんなことを感じるのか、ということを追体験してみることとした（準備が面倒であったということもあるが）。

旅程を振り返ってみると、ロンドンでの宿泊は8日、ダービーには2日、シェフィールドにも2日、リーズに1日であった。

ロンドンの印象は、別にこれといったものもないが、やたら人が多く、しかも皮膚の色や髪の色が多様であり、国際都市というもののイメージが持てたことぐらいだ。ただ、恐れ入ったことは、UNISONという公務員関係の労働組合の本部を訪問したとき（実は、UNISONは3つの組合が、ごく最近合併したばかりの労組で、我々が訪問したのは、合併前にはNALGOと呼ばれていた組合の本部）の建物の大きさである。

組合の本部というと、どちらかというと小さくてこぎたない建物か、またはビルの一室をイメージしていたのだが、10階建て位の建物で、しかも、その建物の隣に5階建て位の建物がつながっていた。場所は、イギリス国鉄の2つの主要駅の間点で、なんとなくオフィス街という感じのする場所で、建物は日本でいうと大都市内の国道クラス（6～8車線）の道路に面しているのである。さらに、そのビルに入って気が付いたことはセキュリティーシステムが完備されていたことであった。労働組合が社会に制度機構として根付いていることがよく判った。発想としては情けないが、この建物と土地を売却しただけでも相当の金になるはずだ、という思いがよぎった。

AEEUという組合の本部も訪問したが（この組合もAEUとEETPUと

が合併したもので、訪問した建物はA E Uの建物)、こちらは、庭付きの家の立ち並ぶ、どこことなく住宅街の感じのする場所にあり、建物も5階建て位で、もちろん、「日本風の労働組合の本部」という感じはしない。建物の中に入って労働組合ということがわかる。

両組合の本部にて活動している人たちの働きぶりはテキパキという表現がぴったりした。俗にいう「イギリス病」は、労組の書記の人たちには当てはまらない。

ロンドンには比較的長くいたので、少し慣れてくると、ホームレスの人が所々にいるのも判ってきた。また、日本人の目からすると14~5才くらいの少女が、中年のおばさんにコッピドクしかられながら働いているのも日本では見かけなくなった光景だ。ロンドンには観光客も多い、日本人観光客も多い。僕にとっては、ロンドンは不思議で掴みどころの無い街のように思えた。

ロンドンとは違って、田舎(?)は良かった。ダービーの図書館で、トヨタ関係の資料をコピーしたときに、ちょっとやり方が判らなくて困っていると、初老の紳士が「この機械は日本製じゃないか」とか何とか言いながら、コピーの仕方を教えてくれた。僕が訪れたロンドン以外の都市は、万事がこの調子で、人の良さを感じさせてくれた。

これらの街での、もう一つ面白い発見は、昼間でも成人男性が街中を歩いているということだ。土・日でもないのに、という感がした。ロンドンは観光都市だから昼間でも成人男性がいるのは当然だが。失業者のように見える人もいるが、必ずしもそうでないようにも見えた。職と住の距離が益々遠くなり、土・日以外の明るい時間帯には、決して姿を見せなくなったのが日本の男性であるとするれば、イギリスでは、平日の3時や4時頃は、街中は男女同数だった。面白くも、妙な発見をしたと思っている。

(たけだ まさつぐ 中京大学助教授)



人間らしい、あたりまえの労働条件を

福祉保育労東海地本

福祉の充実は、国民共通の切実な要求です。その第一線を担っている福祉労働者。わずか4年前に結成された福祉保育労東海地本はいま、組織体制を整えて着実に組織を拡大し、その成果は愛労連においても高く評価されています。執行委員長の平出暁氏にインタビューしました。

まず、組織の状況からお話しましょう。私どもの組織は、もともと私教連の援助のもとで共同保育所の人が中心になって結成した私保労を母体として発足した組合です。全国福祉保育労は約1万人ですが、東海地本の組合員は約800人です。そのうち保育労働者が600人、福祉労働者が200人という状況ですね。私どもは結成当初から組織拡大を目標にかかげ、この間に三重や岐阜もふくめて、いくつか新しい分会の結成にもこぎつけてきました。

いま私どもは「早期に1000名の地本を！」を合言葉に取り組んでいるところです。もちろんこの実現は平坦な道ではありません。というのも、あとでお話するように、福祉・保育の労働条件があまりに悪いために退職者が多く、したがって組合員が一方では減っていくという状況があるからです。しかしこの間、地域単位の支部をつくってそこでの創意ある独自活動を強め、また福祉種別の障害部会、養護乳児院部会などの部会の交流を深めるなど前進をしています。でも、組合の仲間もなく苦しみ悩んでいる福祉労働者は本当に多いんです。まだまだこれからですね。

組合員の最大の要求は、何といても賃金の改善と配置基準の改善(人員増)ですね。ご存じの通り、福祉職場は「3K」職場の典型といわれています。賃金がちっとも上がらない、30年勤続で20万円そこそこというのがざらにある。だから勤めてもいいとこ5年、それ以上働いても賃金保障がないとやめていく。。労働時間がこれまた長い。たとえば乳児院・養護施設は24時間体制ですが朝8時から深夜0時までという勤務時間もある。しかも、休憩時間なんかまともにとれない。人間相手の仕事ですからね。ある養護施設で調査したら、残業時間がなんと3000時間になっていました。世間で言われている時短

の水準なんて夢物語という状況ですね。しかし、こんな状況を改善しないと結局、福祉そのものだって充実しないんです。

もう1つの柱は配置基準の問題です。何と昭和24年に設定された基準がそのままになっていることが沢山あるんですよ。しかもその最低基準が、事実上最高基準になってしまっていることもめずらしくない。これじゃスエーデンなどと雲泥の差ができて当然なんです。労災だって、福祉保育労の結成以後の短期間に闘ったのは約100件にもなります。そのほとんどは認定を勝ち取りましたが、裏を返せばそれだけ労働条件がきびしいことの証明です。福祉・保育は何といっても手厚いゆとりのある対応が必要です。せめて2倍の人員がほしいというのが皆の共通した思いです。

こうした事態の改善がなかなか進まない原因の1つは、福祉は「愛と奉仕の精神」という発想がなお克服できず、それを逆手にとって労働法で定められた基準を平然と無視する管理者・経営者がいることにあります。例えばマスコミでも報道された港かもめ保育園の解雇事件。13年間も勤めた保母さんが出産による育児休業を申請したら、園が拒否して即日解雇を通告してきた。我々はただちに裁判闘争をして地位保全の仮処分を勝ち取りましたが、裁判官も我々の主張を前端的に認めたほど白黒は最初からはっきりしていたんです。

こうした状況を改善し、人間らしく働ける基礎条件さえあれば、福祉・保育は人を育み心を通わせる仕事だから、皆ががんばれるはずの仕事なんです。それが私たちの確信ですね。

私どもの闘いは、やはり職場が基礎ですが、福祉・保育の位置からして、自治体との交渉や国の政策との闘いが必要です。国との闘いの当面の焦点は、「保育サービス法」ですね。これによって、95年ころをメドに保育園を国・自治体から切り離し、すべて民間の「保育サービス」に切り替えようとしている。これに対して署名を中心に反対運動に取り組んでいるところです。自治体に対しては、国の基準にたいする加算配置の運動に取り組んできました。これまで成果もいくつかあげてきています。

それから、文化活動にも力を入れています。その大きな取り組みは、毎年行なっている「平和コンサート」です。11回目の今年は、11月25日に名古屋市のレインボーホールで、南こうせつのコンサートを行ないます。その場合私どもは、福祉・保育の労働組合として、それにふさわしい中身にしたい。そのためには、たんに南さんに歌ってもらうというのではなく、南さんと人が人として生きることのすばらしさ、平和の尊さをしっかり話し合っ中身を充実すること、そして一般のコンサートのように車椅子の人を最後列に置いたりせず、むしろ前にこられるように、そして入場料も割引いています。ぜひ成功させたいと思います。

(インタビュー・文責 長沢孝司)

東京電力勝利判決にふれて

西野 賑 郎

8月24日、東京電力の労働者が勝ち取った判決の報道は、同じ人権争議を闘っている私には特別な感慨がある。

東京の仲間たちは17年の闘争を続け、前橋地裁で勝利判決を得たが、私たちは19年目に入り、まだ2年余の証拠調べが続く日程である。

大企業職場の自由と民主主義を確立する取組みは、遅々とした一步一步の積み重ねであり、私たちは18年余休むことを許されない連続で築いてきている。

取組みの長さで集中した運動の連続に、この勝利判決は、当事者としてはよろこびと共感がひとしお深い。

私たちが、中部電力の労務政策を正面から憲法違反として訴えた当時、職場は日本共産党員と支持者を差別する仕組みや弾圧する施策は、国家権力と結びついてまかり通っていた。職場の労働者が、争議団員に暴力をふるった。

差別賃金が家庭生活や子供の教育で困難を極めた仲間が多い。乗り越える家庭はすざましい自己闘争の連続であった。

この判決はテレビ、新聞の報道もあって職場でも話題となり、わざわざ電話で喜んでくれる労働者もいて、職場のさま変わりを現している。

中部電力は差別政策と思想弾圧を、職場社会情勢をみながら、手直しを余儀なくされ、すこしづつ修正を続け、裁判所では引き伸しを唯一の手段としてきている。

職場では通常の間人間関係が戻ってきているものの、職務給のもとで進級昇格の格差が目立っている。

東京電力の判決をよく読むと、前橋地裁は、会社が弾圧の施策をとって多額の賃金格差を生じたことを認め、賠償を命じたが、業績による部分と差別による部分の判断ができないとか、人権侵害はすでに時効だ等々の極めて否定的判断が含まれており、司法反動化のもとでの限界を感じさせるものになっている。

多くの争議団員は、「憲法判断がそのまま職場の状況を規定するのではなく、労働者と活動家の生きざまが職場の状況を決めていくのだから」、「東京電力の判決を生かしてもっと力を集中しよう」などと、喜びと決意をのべあっている。

さらに学び、連帯をつよめて勝利判決にむけて、いっそうの奮闘を誓いあいたい。

(研究所所員・中部電力人権争議団員)

「東京電力差別撤廃裁判」

日本共産党員または支持者であることを理由に年間200万円をこえる賃金差別や転向強要、社宅入居拒否などの人権侵害をうけたとして、東京電力に働く労働者らが会社を相手取り、差別相当額の損害賠償と慰謝料、謝罪などを求めた訴訟。76年に138人の原告が、東京、横浜、千葉、前橋、甲府、長野の各地裁に提訴した。91年に第2次原告も提訴。東京電力の反共労務政策の存在などをめぐって17年にわたり口答弁論がくりかえされてきた。

8月24日、前橋地裁は、1都5県の訴訟のトップを切って判決をだした。東京電力の思想差別が違法と明確に断罪したもので、16人の労働者に合計7400万円余の慰謝料を支払うように命じた勝利判決であった。しかし、会社側は、不当にも控訴した。

「中部電力人権裁判」

中部電力の活動家にたいして「仕事のとりあげ」「文化体育行事・慰安会等からの排除」「職場懇談会等におけるつるしあげ」「大幅な進級昇給賞与差別」「尾行張り込み」「日常的な嫌がらせ」「本人にたいしてはもちろんのこと、家族、出身校の先生、身元保証人、先輩同僚まで使った執拗な転向強要」などがくりかえされていた。

このような不当差別・迫害に耐えきれず転向を余儀なくされたものは300人を上回り、退職に追いこまれたものは10数人にも及んだといわれている。

90人の労働者が原告となって、1975年5月、名古屋地裁に「人権侵害・思想差別撤廃」を求めて提訴。

90人の原告は、労働者の集会などに『黄色いゼッケン』を胸に「中部電力は人権侵害・思想差別を撤廃せよ」を訴えつづけてきた。

裁判は、18年をたってもなおつづいている。中電労働者の「人間の尊厳をかけて」のたたかいに大きな激励をおくろう。

<資料紹介>

「若年技能員の職場定着過程に関する実証的研究－中京地区自動車産業の事例から－」（中部産業・労働政策研究会 1993年5月 B4版 237頁）

今年5月に財団法人 中部産業・労働政策研究会によって上記の報告書が公表されました。この調査は、「高校新卒者の製造業離れや中途退職が増加してきている」中で、「若年層が再び製造業に魅力を感じ、職場に安心して定着していけるようにするためには、各企業労使は具体的にどういう方面に力を入れていく必要があるのか。このことを若年層の就労意識と離職願望ないし離職要因、及び具体的な若年層の退職理由」を調べることによって明らかにしようとしたものです。

この報告書は、学校・職安・企業の人事担当者・技能系従業員への聞き取りからなるサブ調査と、企業の人事担当者と技能系従業員へのアンケートおよび離職者への聞き取りの3つのメイン調査をもとに分析がなされており、報告書には主にメイン調査の結果が掲載されています。ここでは、その中から全トヨタ労連の製造関係81社の技能系従業員約3,000名に対するアンケート調査結果の一部を紹介します。

なお、報告書をご覧になりたい方は、愛知労働問題研究所までご連絡ください。また、報告書を入手されたい方は、中部・産業労働政策研究会（電話0565-27-2731）までお問い合わせ下さい。

Q13. あなたは普段の仕事を通して、つぎの様なことをどれくらい感じるがありましたか。入社3年目までの頃を思い出してお答えください。－入社3年未満の人は、現在までの経験でお答えください。

A 普段の仕事で面白いと感じていたか

合 計	全く感じない	あまり感じない	時々感じる	常に感じる
2883 100.0%	455 15.8%	1094 37.9%	1141 39.6%	193 6.7%

B 普段の仕事で単調だと感じていたか

合 計	全く感じない	あまり感じない	時々感じる	常に感じる
2886 100.0%	325 11.3%	760 26.3%	1102 38.2%	699 24.2%

C 普段の仕事で体がきつくと感じていたか

合 計	全く感じない	あまり感じない	時々感じる	常に感じる
2891 100.0%	236 8.2%	777 26.9%	1223 42.3%	655 22.7%

D 普段の仕事で充実してると感じていたか

合 計	全く感じない	あまり感じない	時々感じる	常に感じる
2878 100.0%	490 17.0%	1330 46.2%	899 31.2%	159 5.5%

E 普段の仕事で時間に追われると感じていたか

合 計	全く感じない	あまり感じない	時々感じる	常に感じる
2881 100.0%	156 5.4%	622 21.6%	1154 40.1%	949 32.9%

F 普段の仕事で危険だと感じていたか

合 計	全く感じない	あまり感じない	時々感じる	常に感じる
2886 100.0%	466 16.1%	1002 34.7%	1005 34.8%	413 14.3%

G 普段の仕事で成長していると感じていたか

合 計	全く感じない	あまり感じない	時々感じる	常に感じる
2880 100.0%	277 9.6%	1115 38.7%	1304 45.3%	184 6.4%

Q19. あなたは入社3年目までに、会社を辞めたいと真剣に悩んだことはありますか。－入社3年未満の方はいままでの経験でお答えください－

合 計	何回もある	一度くらいならある	ない
2879 100.0%	1316 45.7%	930 32.3%	633 22.0%

Q20. Q19で辞めたいと悩んだことがあると答えた方にお聞きます。それは、いつごろでしたか。

合 計	入社してすぐ	最初の長期連休	入社1年目頃	入社3年目頃
2171 100.0%	535 24.6%	141 6.5%	763 35.1%	732 33.7%

Q21. Q19で辞めたいと悩んだことがあると答えた方にお聞きます。それは、どのような理由からでしたか。つぎの中からあてはまるものすべてを選び、下の文の番号に直接○を付けてください。

合 計	進学したくなった	素生活なじめなかった	肉体労働なじめない	夜勤がつかかった	時間の拘束なじめない	職場の雰囲気暗かった
2235 100.0%	103 4.6%	113 5.1%	194 8.7%	487 21.8%	331 14.8%	231 10.3%
親元に帰りたい	故郷の彼女に会いたい	家業をつぐ	導入教育がつかかった	配属が希望と違った	上司との折り合い	同僚との気まずい関係
142 6.4%	71 3.2%	41 1.8%	45 2.0%	303 13.6%	299 13.4%	91 4.1%
仕事で失敗した	作業環境が悪すぎた	不公平な扱いがあった	将来の見通し持てず	仕事に面白味なかった	休日出勤多すぎた	平日の残業多すぎた
225 10.1%	557 24.9%	241 10.8%	789 35.3%	897 40.1%	370 16.6%	420 18.8%
体をこわした	資金に不調	親しい友人が辞めた	何となく			
137 6.1%	466 20.9%	123 5.5%	260 11.6%			

Q22. 辞めるのを思いとどまった理由を次の中からすべてを選び、下の文の番号に直接○を付けてください。

合 計	辞めると不利になる	同僚や先輩に迷惑	仲間から離れたくない	どこへいっても同じ	良会社見つからぬ不安
2292 100.0%	429 18.7%	179 7.8%	103 4.5%	1011 44.1%	498 21.7%
ローンや結婚の予定	悩んで気が変わった	相談して気が変わった	忘れてしまった	仕事以外にはりあい	その他
277 12.1%	452 19.7%	246 10.7%	258 11.3%	302 13.2%	360 15.7%

❖❖❖ 研究所だより

❖ 研究所の第4回総会を10月3日(日)午後、愛知県青年会館でひらきます。ぜひ、会員の皆さんの積極的なご参加をおねがいします。当日は、総会のあと、「記念集会」として、演劇演出家である増原彬陽(ますはら・よしはる)さんから、「時短と人間の生き方・社会のあり方」を予定しています。休日の過ごしかたは、「ごろ寝、テレビ、パチンコ」などといわれてきましたが、週休二日制の普及とともに「自由時間」をどう使っていくのかが問われていると思います、このようなテーマを選びました。ぜひご期待ください。

❖ 研究所の大木所長、長沢副所長らは、ドイツ・ブレーメン大学の研究者などのよびかけによる、「第2回日本ドイツ労働問題共同セミナー」(9月13~16日、ブレーメン)に参加します。この内容は、研究所の第4回総会のときに、報告が期待できるものと思います。なお、このときのドイツ側の報告は、『賃金と社会保障』誌に掲載される予定です。

❖ 秋は、学習の季節です。各組合でも課題学習や労働学校がひらかれることと思いますが、研究所でも講師派遣の要請に応える用意がありますので、ご相談ください。また、調査政策活動についても、ご相談くだされば積極的に協力します。ぜひご相談ください。

❖ 『所報』本号は、総会議案の関係もあって、12頁建てにさせていただきました。ご容赦のほどを。

■ 所 報 第41号

■ 発行日 1993年 9月15日

■ 発行所 愛知労働問題研究所(略称:愛知労問研)

〒460 名古屋市中区平和2丁目2-3

高齢者労働会館5階

TEL・FAX (052-323-3435)

■ 編集発行人 愛知労働問題研究所

■ 定価 1部 200円 1年 1,200円

(会員の購読料は会費に含む)

■ 送金先郵便振替 名古屋6-80604